匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月7日(水)午後3時から午後4時5分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室
- 3 出席委員
 - (1) 農業委員(15名)

1番	林	喜太郎		委員	3番	金	杉	勝	城	委員	
4番	布	施	陽	子	委員	5番	髙	品	文	敬	委員
7番	布	施	行	雄	委員	8番	小	林	須美子		委員
9番	太	田	憲		委員	10番	大	木	武	_	委員
11番	鈴	木		茂	委員	12番	佐	藤	正	剛	委員
13番	石	田	利	之	委員	14番	安	藤	幸	春	委員
15番	穴	澤	久	男	委員	16番	伊	藤	栄	治	委員
17番	渡	邉	弘	仁	委員						

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

19番	秋 山	菊	次	委員	20番	布	施	利	雄	委員
21番	加瀬	安	男	委員	22番	並	木	昭	男	委員
23番	鎌形		豊	委員	24番	Щ	﨑	幸	治	委員
25番	塚 本	繁	雄	委員	26番	木	原	正	勝	委員
27番	江波戸	和	男	委員	28番	寺	本	利	幸	委員
29番	石 橋		誠	委員						

- 4 欠席委員
 - (1) 農業委員(1名)
 - 6番 椎 名 寛 委員
 - (2) 農地利用最適化推進委員(1名)
 - 18番 伊藤輝夫委員
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

ついて 2件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名 (市産業振興課)職員1名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和3年4月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邉会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心 より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることと なっておりますので、以降の議事進行は渡邉会長にお願いします。

議 長 本日の出席農業委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総 会は成立しております。

> これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といた します。

> お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、7番布施行雄委員、8番小林須美子委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る4月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 7番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る4月5日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和3年3月31日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事

務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。

- 議長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を 打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- 議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 といたします。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれてお りますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の 制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終 了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号2番と3番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は、退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議長 寺本利幸委員が退席しましたので、番号2番と3番について、事務局より 説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号2番と3番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号2番と3番について議案書を基に朗読】

番号2番と3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5番 番号2番と3番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番と 3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号2番と3番について、採決に入ります。

議案第2号の番号2番と3番について、原案のとおり決することに賛成の 委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。

よって、本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(寺本利幸委員 着席)

- 議長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号2番と3番を除き、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、9番から12番及び14 番は、所有権移転に関する件であります。番号4番から8番及び13番は、 利用権設定に関する件であります。

なお、この内、番号5番から8番までは、議案第3号の番号1番及び2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第3号の当該案件の知事の 処分に併せて取り扱うこととなります。

【議案第2号、番号1番及び4番から14番までを議案書を基に朗読】

番号1番及び4番から14番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法 第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

- 議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 13番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 5番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号5番と6番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

番号7番と8番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

- 12番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 16番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号12番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

3番 番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

- 9番 番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号2番と3 番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号2番と3番を除き、採 決に入ります。

> 議案第2号について、番号2番と3番を除き、原案のとおり決すると共に、 番号5番から8番までについては、知事の処分に併せて会長専決とすること に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

- 議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番及び2番について議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2,755㎡の内0.48㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑6,081㎡の内0.1913㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい ませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、 質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。 議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件、利用権の中途解約に係る 通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。 本日、御審議いただいた案件は、 議案第1号 令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて 2件 報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件 (2)利用権の中途解約に係る通知について 1件 でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年4月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。